

富山県ツキノワグマ管理計画（第4期、一部変更）の概要

1 計画策定の目的

本県のツキノワグマの地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び人身被害の防止並びに農林業被害の軽減を図り、もって「人とツキノワグマの緊張状態のある共存関係」を構築する。

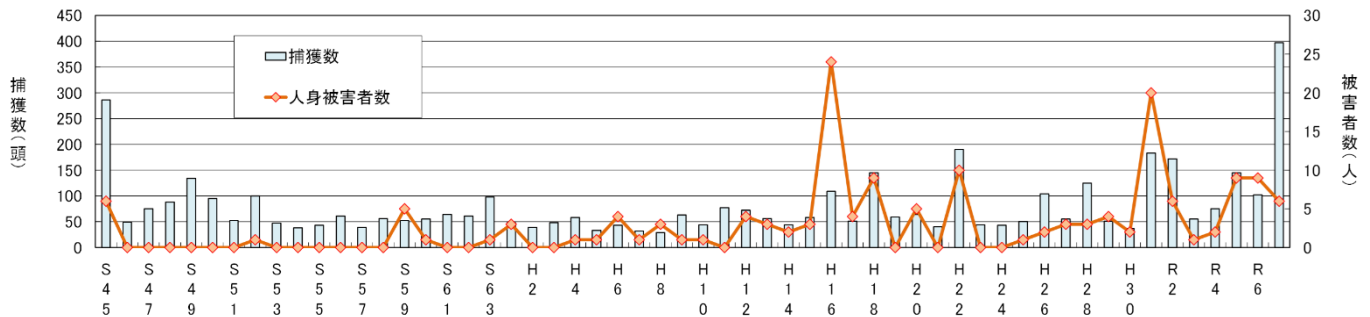
2 計画の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

3 計画の区域 富山県全域

4 現 状

県内の個体数は、富山県が令和6年度に実施したカメラトラップ法（階層ベイズモデル）による調査により、約1,450頭と推定された。

昭和45年から令和7年度までの年平均捕獲数は、概ね80頭である。同期間内の人身被害者数は153人であり、年平均被害者数の傾向としては、H6～H15の10年間は2.2人／年だったが、平成16年度の大量出沒時の被害者24人を含む平成16年度～平成25年度の10年間は5.3人／年と増加し、直近10年も5.4人／年と更に増加傾向にある。



	生息保護地域 (ゾーン1)	保護調整地域 (ゾーン2)	被害防止地域 (ゾーン3)
地域区分	人間活動がほとんどなく、クマが生息する地域。自然林が多く残っているなどツキノワグマの主要な生息地として適した地域とする。	人間活動が行われ、ツキノワグマも生息している地域。落葉広葉樹二次林や人工林及び里山地域などが該当する。	人間活動が活発で、ツキノワグマが本来生息していない地域。集落や集落周辺地域の耕作地などが該当する。
被害防除	入山者への注意喚起、情報提供	周辺住民への注意喚起、情報提供、柿などの誘引物除去・管理 森林所有者への林業被害防除のための指導、情報提供	周辺住民への注意喚起、情報提供、柿などの誘引物除去・管理、電気柵設置による侵入防止対策、緊急時対応の徹底
生息環境管理	食料となる堅果類や液果類が結実する樹木等が生育するなど良好な生息環境の維持・質的向上等に努める。また、カシノナガキクイムシの被害跡地にブナ、ミズナラ等を育成する。	緩衝帯造成等計画的に森林整備を行うことで、ゾーン3（被害防止地域）へのツキノワグマの出没を抑制する。	被害防止を最優先することとし、ツキノワグマの隠れ場所となる耕作放棄地や河川敷などの下草刈の徹底により、ツキノワグマが出没しにくい環境づくりに積極的に取り組む。
個体数管理	「個体数調整」は行わない。 「狩猟」は持続可能な範囲で実施できる。	「移動放獣」を中心に行うが、必要に応じて「個体数調整」を行う。 「狩猟」は持続可能な範囲で実施できる。	「個体数調整」を中心に行うが、場合によっては「移動放獣」を行う。 「狩猟」が可能な箇所であれば実施できる。

6 個体数管理

個体数の管理は、始期を4月1日、終期を年度末の3月31日とした年間捕獲上限数を設定する。

県内の個体数	捕獲上限数	備 考
1,460 頭	175 頭	県内個体数×12%

ただし、推定個体数には不確実な部分があるため、上限数である 175 頭については、急激な捕獲数の増加を防止するため、5カ年の間で段階的に引き上げていく。

年 度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
年間捕獲上限数	158 頭	162 頭	166 頭	170 頭	175 頭

年間捕獲上限数は、「狩猟」、「個体数調整(有害捕獲及び数の調整捕獲)」を含む上限の捕獲数である。数の調整捕獲については、堅果類の豊凶調査結果や夏期までの捕獲数から、当年度の捕獲数が年間捕獲上限数を大幅に下回る可能性が高い場合、出没が多い地域周辺の里山(ゾーン2)を中心に検討する。

また、クマに対する人への警戒心を高める学習効果への期待、狩猟経験の増加によるハンターの捕獲技術の継承とともに、個体数調整の強化による人里への出没抑制等を図る観点から、クマの狩猟期間の終期を下記のとおり延長する。

延長前の狩猟期間:毎年 11 月 15 日から翌年2月 15 日まで
延長後の狩猟期間:毎年 11 月 15 日から翌年3月 31 日まで

7 指定管理鳥獣捕獲等事業等の実施

被害防除、生息環境管理、個体数管理、調査研究等を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業等を実施する。

8 計画の実施体制

管理の目的を達成するため、地域住民の理解や協力を得ながら、国、県、市町村等の各機関、NPO法人等の民間団体の密接な連携のもとに、「被害防除」、「生息環境管理」、「個体数管理」の各施策の実施に取り組んでいくものとする。